

令和元年度後発医薬品使用促進計画

策定年月日 令和元年8月20日

自治体名 (福祉事務所名)	赤穂市 (赤穂市福祉事務所)	後発医薬品の数量シェア (平成30年6月審査分)	全国の使用割合	国が定める目標値 ^(※) (A)	管内実績 (B)	目標との差 (A-B)
			77.6%	80.0%	77.0%	3.0%
<現在の状況> ・市医師会会長、市歯科医師会会長、市薬剤師会会長を訪問し、趣旨説明及び啓発依頼を行った。 ・市内入院設備のある医療機関を訪問し、使用促進の依頼を行った。 ・市内全医療機関及び市外受診対象者のいる医療機関にリーフレット送付。 ・被保護者全世帯にリーフレットを配布し、周知を行った。			<対応方針>			
			服薬指導の実施 ・新規保護開始者について、開始時に原則服用について説明を行う。 ・来庁時やケースワーカー訪問時、原則服用について説明を行う。			
			関係機関への説明 ・今後も引き続き、生活保護制度における原則服用について理解と協力を求める。			
			薬局における備蓄について ・割合が高い自治体の取組を参考にし、関係機関と情報交換を行うことで本市の実情に応じた効果的な使用促進に取り組んでいく。			
<使用促進が進んでいない原因> 薬局や医療機関において、先発医薬品から切替が進められてはいるが、使用率の低い医療機関がある。 保護受給者へ服薬指導を行っているが、効果が上がりにくい状況である。			<備考>			
			・割合が高い自治体の取組を参考にし、関係機関と情報交換を行うことで本市の実情に応じた効果的な使用促進に取り組んでいく。			

※ 毎年度 80%達成を目指す。